

第3回属性認証検討サブワーキンググループ

「国の調達手続及び電子私書箱における 属性認証の実現に向けた調査」事業の概要

2016年1月28日

株式会社 日立コンサルティング

**Human Dreams.
Make IT Real.**

1. 本事業の目的・概要

本事業の目的

- 我が国における電子私書箱及び国の調達手続における属性認証の仕組みの在り方について、その実現方法を整理するための調査及び検討を行う

制度的背景

番号法の施行
(個人番号カードの交付開始)

公的個人認証法の改正
(署名検証者の民間開放)

政府の戦略

日本再興戦略
(個人番号カードの普及・利活用の促進)

現状の課題

電子署名法
(特定認証業務は肩書き・資格等の属性認証は対象外)

属性認証検討SWG

実証事業
(電子私書箱サービス)

連携

連携

本事業の実施内容

実態調査

属性認証の在り方整理

在り方の評価

実現に向けた課題検討

(1)
属性認証サービスに関する実態調査

(2)
電子私書箱における属性認証の在り方の整理

(3)
調達手続における属性認証の在り方の整理

(4)
有識者、認証事業者へのヒアリング調査

(5)
実現に向けた課題の整理・検討

2. 本事業のスケジュール

1/28本日

No	項目	12月				1月				2月				3月				
		7	14	21	28	4	11	18	25	1	8	15	22	29	7	14	21	28
1	属性認証サービスに関する実態調査		調査設計		調査の実施、結果の整理													
2	電子私書箱における属性認証の在り方の整理						現状フローの整理		実現モデルの検討									
3	調達手続における属性認証の在り方の整理						現状フローの整理		実現モデルの検討									
4	有識者、認証事業者等へのヒアリング調査								調査設計		ヒアリングの実施 意見の反映							
5	実現に向けた課題の整理・検討												実現に向けた課題の整理		対策の検討			
6	報告書の作成														構成検討		報告書の作成	

有識者及び認証事業者の皆様
にヒアリングにご協力を
頂きたくお願い致します。

(1) 調査の概要

- 電子私書箱及び調達手続における属性認証の実現モデルの検討にあたり、現状の認証サービスにおける以下の事項を調査。

- ① 電子証明書に記載されている属性情報の種類
- ② 電子証明書発行時における利用者の属性情報等の確認方法

- 調査対象としては、以下の分類における認証サービスの事例を調査。

- ① 認定認証サービス
 - (A) 士業向け認定認証サービス(属性情報として資格情報の取り扱いが想定されるため)^{※1}
 - (B) その他の認定認証サービス
- ② 認定認証以外の属性認証サービス^{※2}

※1:「電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン」(電子認証局会議)において公的資格属性として示されている5事例を調査対象とした。

※2:認定認証業務以外の認証サービスのうち、PKI方式による認証サービスを対象に調査を行った。

(2) 調査結果の概要

《①電子証明書に記載されている属性情報の種類》

- 認定サービス証及び認定認証以外の属性認証サービスの事例において、「権限情報」を電子証明書内に含む事例は見受けられない。
- 「組織名」について、士業向け認証サービスでは所属する士業士会の名称が記載されており、その他の認定認証サービスでは、所属する企業名が記載されている。
- 「組織所在地」が記載されている事例はあるものの、「代表者名」「部門名」「肩書き」が記載されている事例は少ない。
- 「資格情報」について、士業向け認定認証サービスでは、「資格名称」と併せて「登録番号」が記載されている事例が見られる。

(2) 調査結果の概要

《②電子証明書発行時における利用者の属性情報等の確認》

- 認定認証サービスでは、本人情報は公的書類(住民票の写し等)により確認している。
- 認定認証サービスでは、所属組織情報について、「組織名」「組織所在地」「代表者名」は公的書類(登記事項証明書等)により確認しており、利用者の「部門名」「部門所在地」「肩書き」は代表者印が押印された申込書等により確認している。
- 士業向けの認定認証サービスでは、「資格情報」の方法として、以下の2通りが存在する。

《行政書士の場合》

認証事業者が、行政書士会連合会に対して、申込書に記載された情報が名簿に登録されているかを照会し確認する。

《司法書士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士の場合》

各士業連合会が利用申込書の書類審査を実施し、審査結果を認証事業者に通知する。

- 認定認証以外の属性認証サービスでは、申込者の実在性確認の方法として、申込書に記載された所属組織の電話番号に電話をかけて紹介を行う事例も存在する。
- 認定認証の属性認証サービスでは、「所属組織情報」の確認方法として、第三者機関の管理するデータベースに照会を行う事例も存在する。

3-1. 電子証明書に記載されている属性情報の種類 (1) 認定認証サービス (士業向け)

調査結果の概要

- ① 「組織名」として、所属する士業士会の名称が記載されている(※1)。また、行政書士、司法書士及び社会保険労務士の電子証明書では、士業士会の名称の和名(漢字表記)も記載されている(※2)。
- ② 行政書士及び社会保険労務士の電子証明書では、併せて所属事務所の名称も記載されており(※3)、行政書士の電子証明書では所属事務所の所在地も記載されている。
- ③ 行政書士及び社会保険労務士の電子証明書では、「資格名称」及び「登録番号」が記載されている。
- ④ 税理士の電子証明書では、「資格名称」はないが、「登録番号」のみ記載されている。
- ⑤ 司法書士の電子証明書では、「資格名称」及び「登録番号」の記載がないが、対象者のみに簡裁訴訟代理等関係業務認定の「認定名称」と「認定番号」が記載されている(※4)
- ⑥ 社会保険労務士の電子証明書では、「資格名称」及び「登録番号」と併せて「会員種別※5」も記載されている(※6)。

No	認証サービスの種類※7	所属組織情報					資格情報		権限情報		その他
		組織名※1	組織所在地	代表者名	部門名	部門所在地	肩書き	資格/認定名称	資格/認定番号	委任権限	
1	行政書士	○※2※3	○					○			○
2	司法書士	○※2						○※4			○
3	税理士	○						○			○
4	社会保険労務士	○※2※3						○※5※6			○
5	土地家屋調査士	○									○

※5: 社会保険労務士の会員種別として「開業」、「勤務」、「法人の社員」の別が記載されている。

※7: 「電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン」(電子認証局会議)において公的資格属性として示されている5事例を対象とした

3-1. 電子証明書に記載されている属性情報の種類

(2) 認定認証サービス(その他)

調査結果の概要

- ① 認定認証事業者のサービスにおいては、電子証明書に「権限情報」が含まれる事例は見られないが、「資格情報」を含む事例が存在する。
- ② 認定認証事業者のサービスのうち、組織の従業員向けに発行されている電子証明書では「所属組織名」が記載されているが、電子証明書の発行者(認証事業者)の名称が記載されている事例もある(※2)
- ③ 「所属組織名」「組織所在地」が記載されている事例は多いが、同じく登記事項証明書より把握できる属性情報である「組織代表者名」が記載されている事例は少ない。(組織代表者向けの電子証明書発行サービスが多いことに起因する)
- ④ 「部門名」「部門所在地」「肩書き(役職名)」が記載されている事例は少ない
- ⑤ 電子証明書に利用者のメールアドレスを任意で記載することができる事例も存在する(※3)。

No	認証サービスの種類 ^{※1}	所属組織情報						資格情報		権限情報		その他
		組織名	組織所在地	代表者名	部門名	部門所在地	肩書き	資格/認定名称	資格/認定番号	委任権限	行為権限	
1	サービスA	○			○		○					
2	サービスB	○	○	○	○	○	○					○ ^{※3}
3	サービスC	○	○									○
4	サービスD	○	○									○
5	サービスE	○	○									○
6	サービスF	○	○									○
7	サービスG	○	○									○
8	サービスH	○	○									○
9	サービスI	○	○									○
10	サービスJ	△ ^{※2}						○				○ ^{※3}
11	サービスK	○										○

※1:現在、12の認定認証サービスが存在するが、1事例は新規の電子証明書発行を終了しているため、調査対象外とした。© Hitachi, Ltd. 2016. All rights reserved.

3-1. 電子証明書に記載されている属性情報の種類

(3) 認定認証以外の属性認証サービス

調査結果の概要

- ① 今回調査した認定認証外の属性認証サービスにおいて、電子証明書に「資格情報」「権限情報」が含まれる事例は見られない。
- ② 「所属組織名」が電子証明書に記載されている事例は多いが、「組織所在地」「代表者名」が記載されている事例は少ない。また、「部門名」「肩書き(役職名)」が記載されている事例も少ない。
- ③ 信用金庫向けインターネットバンキング用電子証明書サービス事例では、電子証明書に属性情報は含まれず、別途、サービスサイト上で「権限情報」(資金移動の限度額等)を設定可能。
- ④ 今回調査した事例において、「その他」情報として、一部任意のものを除き(※1)、利用者の「電子メールアドレス」が記載されている。また、本人確認に利用された「所属組織の電話番号」が記載されている事例も存在する(※2)。

No	認証サービスの種類	所属組織情報						資格情報		権限情報		その他
		組織名	組織所在地	代表者名	部門名	部門所在地	肩書き	資格/認定名称	資格/認定番号	委任権限	行為権限	
1	民間商取引等向けの電子証明書サービス	○			○		○					○
2	電子認証サービス利用用の電子証明書サービス	○										○
3	電子署名、アクセス認証等に利用可能な電子証明書サービス1	○										○
4	電子署名、アクセス認証等に利用可能な電子証明書サービス2	○	○		○		○					○※2
5	電子署名、アクセス認証等に利用可能な電子証明書サービス3	○										○
6	信用金庫向けインターネットバンキング用電子証明書サービス											○※1

3-2. 電子証明書発行時における属性情報等の確認方法 HITACHI Inspire the Next

(1) 本人基本情報

① 認定認証サービス

区分	確認方法の種類
利用者本人の実在性 (氏名・住所・生年月日)	利用申込書に記載された利用者の「氏名(又は通称名)」「住所」「生年月日」は、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」又は「広域交付住民票」の表記との一致を確認。※1
氏名に旧姓を用いたい場合	利用申込書に記載された「氏名」と、利用者の「戸籍全部事項証明書」「戸籍個人事項証明書」「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」の表記との一致を確認。
外国人の場合	本名の読み方が不明の場合は、利用者の「パスポートのコピー」「特別永住証明書」「在留カードのコピー」の表記を確認
利用者本人の申込意思	利用申込書に押印された実印の印影と、印鑑登録証明書の印影との一致により確認。※2

② 認定認証以外の属性認証サービス

上記に加え、以下の方法が存在する

利用者本人の実在性 (氏名・住所・生年月日)	利用申込書に記載された利用者所属組織の「代表番号」に電話を行い、在籍確認者に確認。
---------------------------	-------------------------------------------

(2) 資格情報

区分	確認方法の種類
行政書士の資格	認定事業者が、行政書士会連合会に対して、利用申込書に記載された情報が名簿に登録されているかを確認。
司法書士の資格	各士業連合会が利用申込書の書類審査を実施し、審査結果を認定事業者に通知。 (認定事業者は、必要に応じて、資格情報が有効かを各士業連合会に確認)
税理士の資格	
社会保険労務士の資格	
土地家屋調査士の資格	

※1:「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成27年12月28日総務省・法務省・経済産業省令第2号)」第5条第1項において、「在留証明」又は主務大臣が告示で定める書類として「士業名簿」による実在確認が認められている。

※2: 自署による申込み意思を確認する方法も用いられている。

3-2. 電子証明書発行時における属性情報等の確認方法 HITACHI Inspire the Next

(3) 所属組織情報

① 認定認証サービス

区分	確認方法の種類
組織名	<p>《登記法人の場合》 利用申込書の記載内容と、「登記事項証明書」又は「記録事項証明書」との一致により確認。</p> <p>《個人事業主の場合》 利用申込書の記載内容と、「税務申告の書類の写し」「官公庁発行の事業許認可証の写し」「経営事項審査の結果通知書の写し」等と照合し、確認</p> <p>《公法人の場合》 利用申込書の記載内容と、所管の官公庁から発行の「公法人証明書」「当該法人が官公庁に提出した書類」「公文書」等の内容と照合させ、確認。</p>
組織所在地	
代表者名	
所属部門	組織代表者の実印が押印された利用申込書の記載内容により確認。
部門所在地	
肩書き	

② 認定認証以外の属性認証サービス

上記に加え、以下の方法が存在する

区分	確認方法の種類
組織名	利用申込書の記載内容と、社会的に信頼された第三者調査機関が管理するデータベースの登録情報の一致により確認。
組織所在地	
代表者名	
所属部門	<ul style="list-style-type: none"> ・会社印や権限承認者の直筆署名や認印が押印された在籍証明書等により確認 ・利用申込書に記載された利用者所属組織の「代表番号」に電話を行い、在籍確認者に確認
部門所在地	
肩書き	
メールアドレス	・申込書類の記載事項と、利用者が提示した身分証明書のメールアドレスとの一致を以って確認